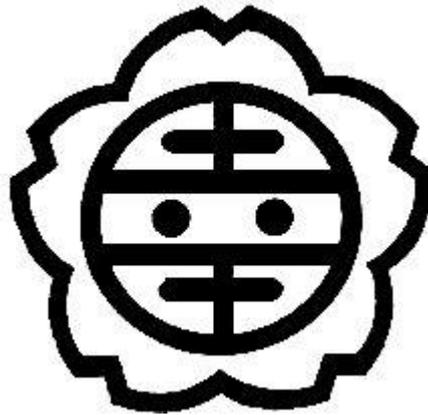


# 幸手市人権施策推進指針

一人権尊重社会の実現のために



## 【履歴】

平成17年7月(初版)

平成22年3月(第2版)

平成28年3月(第3版)

平成28年3月

幸手市

## 人権尊重社会の実現のために

21世紀は、「人権の世紀」ともいわれ、すべての人々の人権が尊重され、平和で豊かな社会を実現するために、国内社会はもとより、国際社会においても、多くの取り組みがなされてきました。

しかしながら、同和問題に関する差別事象、子どもや高齢者への虐待、女性や障がい者に対する偏見、インターネットを悪用した人権侵害などが、今もなお存在していることも事実です。

このような状況においては、人権教育・人権啓発に関する諸施策を総合的、また、計画的に推進することが重要であります。幸手市におきましては、昭和61（1986）年に制定した市民憲章に「おたがいの人権を認め合い、平和な明るい郷土をつくります。」と掲げ、これまでも人権の尊重こそが、街づくりの基本理念であると考え市政のすべての分野で人権施策に取り組んできました。

平成21（2009）年に策定しました第5次幸手市総合振興計画基本構想では、「都市と自然が調和した安心・安全で活力あるまち 幸手」を将来像に掲げ、人権が尊重され、平等で幸せに暮らせるまちを目指して、様々な取り組みを推進しています。この度、平成17（2005）年に作成しました、人権教育・人権啓発に関する諸施策を総合的・計画的に推進するための指針である「幸手市人権施策推進指針」を当市の新たな総合振興計画の策定に合わせ、一部改定を行いました。

この指針に基づき、今後も全庁を挙げて、家庭、教育現場、そして埼玉12市町など関係機関等と連携・協議を図りながら、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指して、様々な取り組みを行ってまいります。

平成28（2016）年3月

幸手市長 渡 辺 邦 夫

# 目 次

<b>I</b>	<b>指針の改定にあたって</b>	
	人権尊重社会の実現のために .....	1
<b>II</b>	<b>人権教育・啓発についての基本的考え方</b>	
1	指針策定の背景 .....	2
	（1）国際社会の動き .....	2
	（2）国内の動き .....	2
	（3）埼玉県の動き .....	3
	（4）幸手市の動き .....	4
2	基本理念 .....	4
3	趣旨 .....	5
4	人権教育 .....	5
5	人権啓発 .....	6
<b>III</b>	<b>分野別人権施策の推進</b>	
1	同和問題 .....	8
2	女性の人権 .....	10
3	子どもの人権 .....	12
4	高齢者の人権 .....	13
5	障がい者の人権 .....	15
6	アイヌの人々の人権 .....	17
7	外国人の人権 .....	18
8	HIV感染者等の人権 .....	19
9	刑を終えて出所した人の人権 .....	20
10	犯罪被害者やその家族の人権 .....	21
11	インターネットによる人権侵害 .....	22
12	その他の人権問題 .....	23
<b>IV</b>	<b>人権教育の基本視点</b>	
1	生涯学習としての人権教育の推進 .....	25
2	一人ひとりが輝くための人権教育 .....	26
<b>V</b>	<b>人権教育・啓発の推進</b>	
1	あらゆる場での人権教育の推進 .....	27
	（1）学校における人権教育 .....	27
	（2）行政における人権教育 .....	28

(3) 福祉・医療関係者を対象にした人権教育	28
(4) 企業その他民間における人権教育・啓発の推進	28
(5) 市民を対象にした人権教育	29
(6) 家庭における人権教育の支援	29
2 効果的な啓発活動の実施	30
(1) 人権意識の普及高揚	30
(2) 人材の育成と活用	30
(3) 推進体制の整備	31
(4) 調査・研究の実施	31
(5) 人権行政の推進	31
3 連携・協力体制	32
(1) 国・県との連携	32
(2) 近隣市町との連携	32
(3) 民間団体との連携	32
<b>VI 計画の推進【実現のために】</b>	
1 目標の達成	33
2 推進体制の整備	33
3 計画の確認と見直し	33

## 資料

幸手市人権施策推進本部設置規程

世界人権宣言

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

## I 指針の改定にあたって

### 人権尊重社会の実現のために

本市における人権問題の現状を明らかにするとともに、今後取り組んでいくべき人権教育・啓発の基本的な方向をまとめた「幸手市人権施策推進指針」を平成17（2005）年7月に策定以降、本市では様々な人権課題に対応すべく、教育や啓発、相談といった施策を実施してまいりました。

しかし、現在もなお、我が国固有の人権問題である同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などの人権にかかわる深刻かつ重大な問題、インターネットを悪用した差別的書き込み、司法書士や行政書士などによる戸籍等の不正取得などの事案が後を絶ちません。

このような時代の変化や新たに発生する社会事象に合わせた、人権教育・人権啓発の施策の推進や体制の整備が求められていることから、本市では、平成21（2009）年に策定された「第5次幸手市総合振興計画」に基づき、「市民一体となり自立した地域を育むまち」をめざし、人権尊重社会の実現のために、幸手市人権施策推進指針の一部改定を行うものです。

## Ⅱ 人権教育・啓発についての基本的考え方

### 1 指針策定の背景

#### (1) 国際社会の動き

20世紀前半、人類は二度にわたる世界大戦の惨状を経験し、それによって何千万という尊い人命が失われました。このことに対する深い反省の上に立って、戦後ただちに、恒久平和を目指した組織として国際連合（以下、「国連」という。）が結成されました。

昭和23（1948）年12月、第3回国連総会では、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」という「世界人権宣言」を採択しました。

この世界人権宣言の理念を実現するため、「人種差別撤廃条約」、「国際人権規約」、「女子差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」などを採択するとともに、「国際人権年」、「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」などを通じて人権確立のため努力を重ねてきました。

しかしながら、東西冷戦構造の終結とともに、人種・民族・宗教などの違いから地域紛争が多発し、世界各地で深刻な人権侵害がもたらされました。国際社会においては、「平和なくして人権は存在し得ない」「人権なくして平和は存在し得ない」すなわち「人権」の尊重こそが平和の基礎になるとの認識が広まり、人権を世界の共通の文化とすることが必要だと考えられるようになりました。

そこで、国連では平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年を「人権教育のための国連10年」として採択し、人権尊重を「文化」とすることで、相手の人権を考えた国際社会を目指すという試みを開始しました。また、平成16（2004）年末に期間終了を迎えた「人権教育のための国連10年」は、人権教育の重要性に関する認識が高まり、さまざまな分野で個別に取り組みされていた人権教育の連携が構築されはじめたなどの成果をあげることができたとの評価とともに、191カ国の国連加盟国中、「国連10年」に連動した取り組みを報告してきた国が86カ国にとどまっているということなどから、世界の各地で引き続き人権教育を積極的に推進していくことを目的に、平成17（2005）年1月1日に「人権教育のための世界プログラム」として継続されることが採択されています。

#### (2) 国内の動き

我が国では、国際社会の一員として、人権に関する多くの条約に加入しています。世界平和の実現のために、国際社会の一員としての役割を積極的に果たしていくことは、平和憲法を持つ我が国の重要な責務です。

一方、国内に目を向けたとき、同和問題をはじめとする、女性、子ども、障がい者、高齢者、外国人等、多くの人権問題が生じています。

このような中、我が国においては、平成7（1995）年12月、人権問題に関する施策の総合的、効果的推進を図ることを目的に、内閣総理大臣を本部長とした「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、平成9（1997）年7月、「人権教育のための国連10年国内行動計画」を作成し、「日本社会には依然として様々な人権問題が存在している」という認識のもとに「広く国民の間に多元的文化、多様性を容認する『共生の心』を醸成する」、「人権教育を進めるに当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取組を強化するとともに、本10年の展開において、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題に取り組むこと」として実施されてきました。

さらに、こうした様々な人権問題を改善するためには、国民一人ひとりに人権意識やその重要性を認識するための、人権教育・啓発が必要であるとした人権擁護推進審議会答申が平成11（1999）年7月29日に出されました。

また、人権擁護推進審議会答申を受け「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が平成12（2000）年11月29日に制定され同年12月6日施行されました。

この法律の第2条では、人権尊重の精神の涵養と国民の間に人権尊重の理念を普及、理解の深長を目的としています。

また、第3条では、人権教育、啓発の場は学校、地域、家庭、職域などあらゆる場を通じて、その発達段階に応じて行うこととしています。

その後、平成14（2002）年3月には、この法律の第7条の規定に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定されています。この計画は、平成23（2011）年4月に一部変更され、北朝鮮当局による拉致問題等に関する事項が加わり、人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとされました。

### （3）埼玉県の動き

埼玉県では、埼玉県長期ビジョンや埼玉県新5カ年計画において、「人権尊重の社会づくり」を目指し、「差別を許さない県民運動」をはじめ、差別のない明るい社会を実現するための様々な施策が推進されました。

平成14（2002）年2月には「彩の国5カ年計画21」が策定され、さらに、同年3月には「全ての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現を目指して「埼玉県人権施策推進指針」を策定して様々な施策が展開されてきましたが、その後の社会情勢の変化等に対応するため、平成24（2012）年3月、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現する」ことを基本理念とした「（改定）埼玉県人権施策推進指針」を策定し、人権教育・啓発を総合的に進めています。

#### (4) 幸手市の動き

本市では、昭和61（1986）年に「おたがいの人権を認め合い、平和な明るい郷土をつくります。」という一文を含んだ市民憲章を制定し、平成7（1995）年には、人権尊重の意識をすべての市民が高め、あらゆる差別のない明るい地域社会づくりを目指すための「人権擁護に関する議会決議」などに基づいて同和問題をはじめとするあらゆる差別の撤廃を目指して啓発・教育活動を続けてきました。

平成9（1997）年に策定し、平成14（2002）年3月に一部見直しを行った第4次幸手市総合振興計画（基本構想）の将来像として「都市と自然が調和した安心・安全で人・街・みどり・きらりと光る幸せ創造都市」を掲げました。

その実現のために「市民一人ひとりの人権を尊重するとともに、市民同士が気軽に交流する、ふれあいのあるまちづくりを進める」ことを施策の基本目標の一つとし、同和問題の解決のための「同和对策（教育）5カ年計画」をはじめ、子育てを支援する環境づくりのための「エンゼルプラン」、男女共同参画に関する「幸手市男女共同参画プラン」の策定、高齢者の権利擁護等を定めた「高齢者保健福祉計画」やノーマライゼーションの理念の実現を目指した「幸手市障害者基本計画」の策定等、新たな計画を策定し、推進してまいりました。

なお、これら人権に関する総合的・横断的な計画として、平成10（1998）年12月10日には、「人権教育のための国連10年推進本部」を設けて、「人権教育のための国連10年幸手市行動計画」を策定・推進いたしました。

また、平成21（2009）年10月に策定した、第5次幸手市総合振興計画（基本構想）において、「都市と自然が調和した 安心・安全で活力あるまち 幸手」を将来像に、「市民一体となり自立した地域を育むまち」を施策の大綱の一つに掲げ、人権が尊重され、人種や性別、住んでいる地域にとらわれず平等で幸せに暮らせるまちを目指して、様々な取り組みが進められています。

しかしながら、現代社会においては、少子高齢化の進行や高度情報化の進展などの社会情勢の変化に伴い、新たな人権課題が発生しています。

こうした状況に対応するため、平成28（2016）年3月、「幸手市人権施策推進指針」を一部改定し、人権尊重の視点に立った施策を積極的に推進していきます。

## 2 基本理念

人権施策を推進する上での基本理念は、人権教育及び啓発をあらゆる機会に、あらゆる人々を対象として実施し、人権をあたりまえの習慣・文化として日常生活に定着させ、すべての市民が人権尊重の精神を踏まえた行動をすることができる社会の実現をめざすことです。

### 3 趣旨

この指針は、平成12（2000）年12月に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、また、平成6（1994）年の第49回国連総会で報告された「人権教育のための国連10年行動計画平成7年～16年（1995年～2004年）」の趣旨を踏まえ、埼玉市町と連携しながら同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者への差別など、あらゆる差別をなくし、すべての人が個性を認められ、個人として尊重される豊かな「人権の文化」を築き上げるため、本市が今後実施すべき人権教育についての具体的施策の方向性を示すものです。

人権教育は、単に人権についての知識を提供するだけでなく、同時に人権尊重の社会を築くためのスキル（技術・技能）を分かち伝え、人権尊重の態度を育むものでなければなりません。

また、人権は、すべての市民の日常生活の基礎に置かれるべきものであり、人権文化があふれた社会を実現するために、市職員など公務にあたる者の役割の重大さは言うまでもなく、これらの人々が例外なく人権教育を受けられるよう、機会を設ける必要があります。

それと同時に、すべての市民が、人権を自分自身の問題としてとらえ、人権意識を培っていけるように、条件整備をしなければなりません。市内の公的団体、企業・地域組織などの民間団体においても、この指針を踏まえ、人権教育・啓発の取り組みを主体的に推進できるよう積極的に働きかける必要があります。

今後、市行政におけるあらゆる施策の実施にあたっては、この指針や平成11（1999）年7月29日に人権擁護推進審議会の「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申を踏まえ人権尊重に十分配慮するものいたします。

### 4 人権教育

学校教育においては、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対して児童・生徒の正しい理解を深め人権尊重の精神を育成し、一人ひとりの人権を大切にすることを推進するとともに、いじめや差別をなくしていけることができる児童・生徒の育成に努めます。

また、社会教育においては、さまざまな人権に関する研修会や講演会など家庭、地域、職場などあらゆる場を通じて広く市民に人権尊重の精神を培うことができるよう生涯にわたって、人権教育の推進を図ります。

## 5 人権啓発

人権啓発とは、「人権教育・啓発推進法」第2条後段に、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」と定義されています。人権とは、すべての人間が生まれながらにして持っている権利で、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されることのない基本的な権利です。

人権啓発活動を通じて、人権尊重思想の普及高揚を図り、人権尊重の輪を社会全般に広げていかなければなりません。

本市においては、「人権尊重社会の確立」をめざし、同和問題をはじめあらゆる人権問題の理解と人権尊重の精神を培うことができるよう、あらゆる場を通じて広く市民に対する啓発活動に努めます。

### Ⅲ 分野別人権施策の推進

人権教育・啓発を進めるに当たっては、各課題に対する正しい理解と認識を深め、解決につなげていくことが大切です。

埼玉12市町（三郷市・八潮市・越谷市・吉川市・春日部市・杉戸町・宮代町・松伏町・久喜市・幸手市・蓮田市・白岡市）では、人権に関する住民の意識の現状を把握し、今後の人権行政に必要な基礎資料を得ることを目的として、「人権に関する意識調査」（以下、「意識調査」という。）を平成26（2014）年11月に実施しました。

本市の現状を知る上で、客観的な資料として、この意識調査の結果を参考に幸手市人権施策推進指針の現状と課題及び今後の取り組みについて、一部改定をいたしました。

# 1 同和問題

## 【現状と課題】

我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権に関わる重要な問題です。

昭和44（1969）年に「同和対策事業特別措置法」が制定されて以来、同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実が図られました。

その結果、全体的には生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は概ね完了するなど、様々な面で存在していた格差は大幅に改善され、実態的差別の解消は一定の成果を得たものと考えます。

しかし、人々の観念や意識のうちに潜在する心理的差別については、着実に解消に向けて進んでいるものの、近年では、インターネットの匿名性を悪用した掲示板サイトなどへの差別的な書き込みが行われ、結婚、就職、交際などにおける不合理な偏見による差別意識は、戸籍謄本等の不正取得や身元調査、不公正な採用選考等の問題を引き起こす要因となっています。

また、同和問題を口実とする不法、不当な行為や要求を行ういわゆる「えせ同和行為」の横行が、同和問題に対する誤った意識を植え付けることになっているなど、解決しなければならない課題はまだ残されているのが現状です。

今後も、生活環境の改善については、対象地区を含む面的な整備を進めることによって改善を目指し、また心理的差別の解消のためには、これまでの同和教育や啓発活動によって積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえて、他のさまざまな人権課題との関連を考慮しながら教育・啓発を中心に同和問題の解決を目指していくことが必要です。

## 【今後の取り組み】

同和問題の解決に当たっては市民一人ひとりの理解と協力が欠かせません。同和問題の早急な解決は、法の有無にかかわらず行政の責務として、差別が存在する限り積極的に取り組まなければなりません。

平成15（2003）年4月に策定した「幸手市同和行政の基本方針」及び平成16（2004）年2月に策定した「幸手市同和教育の基本方針」に基づいて、人権教育・啓発を推進してきました。この両基本方針は、社会情勢の変化を考慮し、平成25（2013）年4月に見直しが行われ、今後は、改定された両基本方針に基づき、次の視点に立った人権教育・啓発を推進します。

### ①今までの成果と反省に立って

同和問題への正しい認識を深めるため、教育・啓発事業への参加者の固定化や「差別をしてはいけません」等のお説教的な学習形態を改め、学習者の知りたいこと、聞きたいことに答えるよう、市民が参加したくなるような創

意工夫を凝らした教育・啓発を推進します。

また、平成22（2010）年6月、戸籍謄本等の不正取得の防止に向けて埼玉県下市町村で一斉に導入した「本人通知制度」の周知に努め、登録者の増加を図ります。

## ②差別の現実から学ぶ

単に歴史的経緯を理解するだけでなく、部落の果たしてきた役割を正しく伝え、さらに、現実に行っているさまざまな差別事象を学習することによって、差別を受けている人の痛みを自分の痛みとしてとらえ、差別や偏見をしない、させない、許さない、見逃さない心を育てる教育・啓発を推進します。

## ③さまざまな社会問題からとらえる

社会に存在するさまざまな問題に対する問題意識を養い、それらの問題に積極的に取り組む主体性を育て、あわせて合理的・科学的な考え方を養い、今なお生活の中に根強く残っている因習や迷信等の不合理な考え方を払拭する教育・啓発を推進します。

## ④人権尊重の意識づくり

人間としての尊厳を重んじ、自由と多様性を尊重する寛容な社会の形成に努めます。

## ⑤対象地区を含んだ包括的な環境改善対策

当市では対象地域を含んだ環境改善対策について、古くから一般対策による土地区画整理事業が予定されていたため、道路や排水路等について応急的な措置を実施しました。今後、市が施行する土地区画整理事業等を推進する中で、道水路、公園、下水道等の都市基盤整備を総合的に実施するよう努めます。

## ⑥えせ同和行為の排除

えせ同和行為とは、同和問題を口実にして企業や個人、行政機関等に対して行われる機関紙・図書などの物品購入の強要や、寄付金・賛助金等の金銭の不法、不当な要求です。このような行為は、同和問題に対する誤った認識を植え付け、同和問題の解決の妨げになるものです。えせ同和行為の排除に向け、「広報さって」やパンフレット等を活用した啓発に努めます。

## 2 女性の人権

### 【現状と課題】

国連は昭和50（1975）年に「国際婦人年」を提唱し、第1回世界女性会議である「国際婦人年世界会議」において「世界行動計画」を採択し、以後10年間を「国際婦人の10年」としました。

これにより、男女平等社会の実現への取り組みが世界的な規模で始まりました。

日本においても、平成8（1996）年12月に国内行動計画である「男女共同参画2000年プラン」が策定され、平成11（1999）年4月からは男女雇用機会均等法の改正法が施行されるなど、制度的な整備が進められています。しかし、いまだ「女だから」「男だから」という性別によって固定的に役割を決めてしまう考え方が、人々の意識や社会習慣の中に根強く残り、多くの課題を抱えている状況がみられます。

このように、国内外において女性の地位向上や男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが活発化する中で、本市においても第5次幸手市総合振興計画後期基本計画が平成26（2014）年に策定され、「男女があらゆる分野で対等な立場で活動している」を施策が目指す市の姿に掲げ、男女共同参画社会の実現を推進しています。

### 【今後の取り組み】

近年の少子・高齢化の進展にともない、社会環境は急速に変化しており、性をとりまく状況も多様化しています。このような状況の中、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女がその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、それぞれの能力と個性を発揮できる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。当市では幸手市男女共同参画プランに基づいて、人権の視点に立った施策を推進します。

#### ①推進体制の充実と市民活動の支援

男女が共にいきいきと個性と能力を発揮し、自らの意思によってあらゆる分野に参画できる社会環境作りを進めるため、職場、学校、地域、家庭などにおける男女共同参画活動の支援・体制を整備します。

#### ②男女共同参画社会形成への意識づくり

お互いを認め合い、自由な意思のもとで自らの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現させるため、一人ひとりが性別による差別を取り去り、人権意識に基づいた正しい男女平等意識を持つことが大切です。そのために、家庭、学校、地域社会などあらゆる機会や場面を通して男女平等教育を推進し、男女共同参画社会実現のための意識改革を推進します。

### ③男女が共に社会参加できる環境づくり

「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」等の法制度が真に活用され、仕事を持つ男女が共に家庭生活との両立ができるような支援体制、サービス等の充実を図り、また、働く意欲のある女性が能力を十分に発揮できる環境の整備や雇用の安定に努めます。

### ④配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援

セクシャル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス（DV）、ストーカーなどにより、心身ともに傷ついた被害女性のためのサポート体制を確立し、心のケアや自立の支援に努めます。

### 3 子どもの人権

#### 【現状と課題】

基本的人権の尊重を基本理念とする日本国憲法や、昭和26（1951）年に制定された児童憲章、平成6（1994）年3月に国会で承認された「児童の権利に関する条約」等の国際社会の趣旨に沿い、子ども一人ひとりの人権尊重が明確にされました。

しかしながら、学校でのいじめ、不登校、体罰等の問題、障がい者などへの差別、さらに、近年では子どもの虐待などが人権問題として社会問題となっています。

このような問題に対し、関係機関ごとに情報の収集・提供、研修や啓発活動を実施しておりますが、今後は、子どもの人権に対して地域、家庭、教育等の関係機関との連携を推進することが必要であります。

#### 【今後の取り組み】

平成27（2015）年3月に策定した「子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、人権の視点に立った施策を推進します。

##### ①子どもの人権を守る意識づくり

子どもを独立した人格として尊重し、子どもの人権を守る意識づくりに努めます。

##### ②子どもへの人権教育

子ども自身に対して、自分の人権が守られるためには他の人の人権を尊重することが必要であることを、家庭、学校、地域等で教えていきます。

##### ③いじめ・虐待の防止

いじめや虐待は子どもの人権に関わる重大な問題であり、時として尊い命が奪われる危険性を伴い、その心身の成長や人格の形成に大きな影響を与える問題です。その防止のためには、家庭、学校、地域などが連携して取り組む必要があります。

##### ④子どもの健全育成

子どもが豊かな人間性を身につけ健やかに育つためには、家庭、学校、地域で、子育て支援、子どもの生きる力の育成、安心・安全な子育て環境の整備が必要です。

## 4 高齢者の人権

### 【現状と課題】

本市の高齢化の状況は、平成27（2015）年11月1日現在で高齢化率29.6%となっており、今後も高齢化が進行すると同時に、高齢者の単身及び夫婦のみ世帯の増加や後期高齢者（75歳以上の高齢者）の比率も高まっていくことが予測されます。

また、急激に進行する高齢化や、世帯構造の変化などは、家庭の介護力の低下や、本人や家族の精神的・身体的・経済的負担を大きくし、虐待や財産面での権利侵害などの深刻な人権侵害につながることも懸念されます。さらに、認知症などにより判断能力が低下した高齢者に対する悪徳商法や財産奪取などの犯罪も増加しています。

本市では、平成27年（2015）年3月に「幸手市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」を策定し、「住み慣れた地域で人と人が支え合うやさしさあふれるまち 幸手」を基本理念としています。高齢者をはじめ、今後高齢期を迎える市民が生きがいを持ち、住みなれた地域で安心して生活することができるよう、必要な施策を展開することが求められています。

### 【今後の取り組み】

「幸手市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づいて、尊厳の保持、人権の視点に立った施策を推進します。

#### ①高齢者の生きがいづくりと自立の支援

高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験と知識を地域活動等に活かすことができるよう、活動場所や交流機会の提供を行う等、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいづくりに努めます。

また、高齢者が要介護等状態にならず、いつまでも健康で自立した日常生活を送ることができるよう、地域支援事業及び生活支援サービスの充実を図ります。

#### ②身近な地域で暮らし続けるための支援体制づくり

高齢者が、たとえ要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護予防を推進する体制を整備し、健康と暮らしを両面から支え、在宅生活を安心して継続していくための在宅医療と介護の連携や認知症施策を実施していきます。

#### ③介護保険事業の円滑な推進

介護を必要とする高齢者が、その状態や希望に合ったサービスを受けられる

よう、多様な事業主体への働きかけを行い、在宅・施設サービスの拡充及び質的向上を図ります。特に、自分の生まれ育った地域や家庭で生活を送ることができるよう、在宅サービスの強化・充実を図ります。

また、高齢者やその家族等が各種サービスの内容を十分に理解し、利用しやすくなるよう、わかりやすい情報提供に努めます。

## 5 障がい者の人権

### 【現状と課題】

障がい者施策については、国において、「障害者基本法」に基づき平成25（2013）年に新たな「障害者基本計画」を策定し、平成26（2014）年には、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める「障害者の権利に関する条約」を批准しました。

このことにより、障がいのある人の権利の実現に向けた取り組みが一層強化されることとなり、障がい者に基づく、あらゆる差別を禁止することを実現するために、平成28（2016）年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されます。

本市では、平成12（2000）年に「幸手市障害者基本計画」を策定し、ノーマライゼーション（障がいのある人もない人も共に生きる社会）の考え方を進めるための各種施策を推進してきました。その後、「障害者自立支援法」が制定され、平成26（2014）年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行されるなど、障がい者施策は大きな変革を迎え、平成24（2012）年には「幸手市障害者基本計画」の見直しを行いました。

障がいのある人が住みなれた地域で自立した生活を送ることができる社会を実現できるよう、また、社会障壁を感じることなく社会参加できるよう、施策を推進していくことが必要とされています。

### 【今後の取り組み】

「幸手市障害者基本計画」に基づき、人権の視点に立った施策を推進します。

#### ①啓発・交流活動を推進します

障がいのある人の文化・スポーツ・レクリエーション活動に対する支援や生涯学習の機会の充実に努めます。

社会活動を通して地域の人々と交流を図る機会を拡充するとともに、障がいのある人への理解と啓発活動を推進します。

#### ②自立・社会参加を促進します

障害者就労支援センターの事業を通して、障がいのある人の就労相談や指導の充実を行うとともに、事業主などに理解を求めることで、就労の拡大に努めます。

一般雇用が困難な障がいのある人が身近な地域において就労の場を確保できるよう、地域活動支援センターや就労支援事業所、職親制度の充実を図ります。

障がいのある人の自己決定が尊重され、かつ意思決定への支援を受けながら、

障がいのある人自らが情報発信を行うことで、自立した生活や社会参加の可能性の拡大に努めます。

### ③福祉サービス・生活支援の充実を図ります

障がいのある人とその家族に対する相談支援の充実を図るとともに、相談支援事業所と連携しながら、相談支援体制とケアマネジメント体制の充実を図ります。

個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、サービスの量的、質的充実に努めます。

各種手当や医療費の助成の活用促進を図り、障がいのある人を経済的に支援します。

### ④障がい児の教育・療育の充実を図ります

障がいのある子どもに関する相談・支援の充実を図り、障がいの特性や状況に応じた保育、教育体制の整備に努めます。

学校、家庭での豊かな生活を図るため、福祉・教育等関係機関が連携し適正な支援に努めます。

障がいのある子どもが、身近な地域で支援が受けられるよう、放課後等デイサービスや児童発達支援など、障がいの特性に応じた専門的な支援を行います。

### ⑤保健・医療サービスを推進します

障がいのある人の心身の健康の維持、増進及び回復を図るため、関係機関との連携により保健・医療の適切な提供に努めます。

精神障がいのある人に係る福祉・医療・保健などを中心とした施策を推進し、社会復帰を可能とするため、総合的かつ計画的な取り組みを図ります。

## 6 アイヌの人々の人権

### 【現状と課題】

アイヌの人々の人権については、アイヌ民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るため、平成9年（1997）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定されました。

また、平成20（2008）年には「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で採択され、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組んでいます。現在もなお差別や偏見が残っており、アイヌの人々に対する正しい理解をすることが重要です。

### 【今後の取り組み】

アイヌの人々が不当な差別や偏見を受けることなく、人権とアイヌ文化が尊重されるよう、次の視点に立った人権教育・啓発を推進します。

#### ①認め合う意識の醸成

アイヌ語やアイヌの伝統文化に対する理解を深め、尊重する心を育てます。

#### ②教育・啓発の推進

平成9（1997）年に施行された「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」についての学習の機会をつくります。

## ア 外国人の人権

### 【現状と課題】

近年の国際社会の急激な発達に伴い、私たちが外国人や外国文化と接する機会は確実に増えてきました。

当市においても、外国人の住民登録数は平成28年1月1日現在で837人となっており、数的にみても特別な存在ではなく身近な存在となっています。

在日外国人に対する偏見や差別意識が生まれるとすれば、それは日本人との言葉・文化そして生活習慣の違いに対する戸惑いをもたらすものといえます。お互いが、培ってきた文化や生活習慣を認識し理解することが望まれます。

地域社会を真に国際的に開かれたものとしていくためには、国際社会の一員として日本及び諸外国の文化・伝統・生活習慣などについて深い理解を持ち、国際社会において信頼され、世界の平和と発展に貢献する日本人を育成することが重要であり、それは国際理解教育の基本的な課題でもあります。

本格的な国際化時代の到来にあたり、国際化を担う人づくりと環境づくりを推進することが求められています。

### 【今後の取り組み】

市内には様々な国から来た外国人が居住しています。それらの人々も同じ市民であることを認識し、お互いの文化や生活習慣の違いを理解・尊重しあうために幸手市国際交流協会と連携し、市民全体の国際交流を推進して様々な文化の相互理解と異なる文化・生活習慣を受容できる意識づくりをめざします。

#### ①お互いを認め合う意識の醸成

それぞれの国の文化や風習、歴史について正しい理解と認識を深めるとともに、人種、民族、国籍の違いを超えて個人として尊重し合い、知らないことから生じる差別や偏見を払拭するための啓発に努めます。

#### ②市民レベルの活動の支援

地域での交流や異文化理解、生活支援のための市民レベルの活動を支援します。

#### ③国際化時代にふさわしい環境づくり

外国籍市民への情報提供や外国語による案内・表示の充実を図るなど、住みやすい環境の整備を進めます。

## 8 HIV感染者等の人権

### 【現状と課題】

HIVについては、平成元（1989）年「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」（エイズ予防法）施行、また、ハンセン病については平成8（1996）年「らい予防法」が廃止されました。以来、プライバシー等の人権保護に配慮した啓発活動を行ってきたところです。

また、平成11（1999）年4月エイズ予防法が廃止され、感染症対策のあらゆる場面で患者・感染者等の人権尊重を基本とする「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行され、HIV等感染症対策の一本化した法整備がなされたところです。

しかしながら、正しい知識や理解の不足から、職場の解雇、就職や入学の拒否など日常生活のさまざまな場面で、患者・感染者等に対する差別や偏見がみられ、正しい知識の普及と人権を尊重し、患者・感染者と共生できる地域社会を構築していくことが課題となっています。

### 【今後の取り組み】

感染者・患者が病気を理由に不当な差別を受けることなく、人権とプライバシーが守られ、地域社会の中で生き生きと生活できるよう、次の視点に立った人権教育・啓発を推進します。

#### ① 啓発の推進

エイズやハンセン病等の感染症に対する正しい理解と認識を深めるための啓発に努めます。

#### ② 不当な扱いを受けることのないよう社会意識の高揚

感染者・患者や家族が“いじめ”や不当な扱いを受けないような地域社会をつくるとともに、雇用の場において感染症を理由とする不当な解雇等が生じないよう社会意識の高揚に努めます。

## 9 刑を終えて出所した人の人権

### 【現状と課題】

近年の全国的な犯罪情勢を見ると、殺人、強盗などの凶悪犯や傷害、暴行、脅迫などの粗暴犯の増加が目立っています。

犯罪や非行には、本人だけでなく、家庭、職場、学校など地域環境等にも多くの要因があり、これらが相互に絡み合っているため、行政だけでなく社会全体での幅広い不断の努力が必要です。特に対人関係の希薄化、親の養育機能の低下や社会の規範意識の低下などが指摘される今日にあっては、家庭、職場、学校、地域社会などまわりの理解と協力を得ながらこうした問題に取り組む必要があります。

### 【今後の取り組み】

罪を犯した人や非行に陥った人もいずれは地域に戻り、地域の一員として生活していくこととなります。その円滑な社会復帰を図るためには、本人の強い意志と、家庭、職場、学校、地域等の理解と協力とともに生活基盤を築くための就労の確保が不可欠です。

#### ①啓発の推進

刑を終えた人やその家族に対する先入観を払拭し、差別や偏見をなくすための啓発に努めます。

#### ②社会環境の整備

刑を終えて社会復帰した人を受け入れる環境の整備に努めます。

## 10 犯罪被害者やその家族の人権

### 【現状と課題】

犯罪被害者やその家族は、犯罪による直接的な被害のみならず、事件の後遺症やマスメディアの行き過ぎた取材や報道、周囲の人々の心ないうわさ、中傷、偏見などの精神的被害、失業や廃業、働き手を失い経済的被害を受けるなどの二次的被害に苦しめられています。

国は、平成17（2005）年に「犯罪被害者等基本法」及び「犯罪被害者等基本計画」を策定しました。また、毎年11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等に関する国民の理解を深めるための事業を実施していますが、各種の支援体制は十分とはいえず、今後も行政・司法・民間団体等が被害者支援に取り組み、被害者等の人権の保障を図るとともに、一人ひとりが犯罪の被害に遭った人の置かれている状況を理解し、支援に協力していく必要があります。

### 【今後の取り組み】

犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者の平穏への配慮の重要性などについての認識を深める啓発活動を推進するとともに、国や県、関係団体等と連携し、相談・支援体制の強化に努めます。

#### ①啓発の推進

犯罪被害者やその家族に対する正しい理解と認識を深めるために啓発・普及に努めます。

#### ②社会環境の整備

犯罪被害者やその家族がいじめや不当な取扱いを受けないような地域社会の形成に努めます。

## 1 1 インターネットによる人権侵害

### 【現状と課題】

インターネットの普及は、利用者に大きな利便性をもたらす一方、発信者に匿名性があり、情報発信が容易なことから、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の有害な情報が掲載されるなど、人権にかかわる様々な問題が発生しています。近年スマートフォンが普及し、利用が低年齢化していることから、個人情報の流出など、プライバシーに関する問題も増加しています。

国では、平成14（2002）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」を施行し、ホームページの掲示板における権利侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促し被害者救済を図り、また、平成17（2005）年の「個人情報保護法」全面施行に際し、電気通信事業者等に対する個人情報の取扱いのルールをガイドラインの形で示すなど、インターネット上の人権侵害への対策を行っています。

憲法の保障する表現の自由に十分配慮することは当然である一方、インターネット利用において差別等の書き込みによる人権侵害は依然として多く、大きな人権問題の1つになっています。

### 【今後の取り組み】

個人情報保護の体制強化とともに、個人のプライバシーや名誉に関する理解を深めるための啓発や、インターネット上の人権侵害、プライバシーに関する問題に対し、相談・支援体制の充実を図ることが必要です。

#### ①啓発の推進

個人のプライバシーや人権の尊重に関する正しい理解の促進を図ります。

#### ②関係機関との連携による対応

インターネット上での人権侵害や個人情報の流出などのプライバシーに関わる問題に対して、関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確な対応に努めます。

## 1 2 その他の人権問題

### 【現状と課題】

前述の外にも、次にあげるような人権問題が存在します。

また、今後、新たに生じる人権問題等についても、それぞれの問題の状況に応じた取り組みが必要となってきます。

### (1) 性同一性障がい者・性的指向の異なる者

心の性と体の性が一致しない性同一性障害、恋愛・性愛の対象が同性へと向かう同性愛（ホモセクシャル）や男女両方へと向かう両性愛（バイセクシャル）など、性的少数者（セクシャル・マイノリティ）の人たちは、少数派であるがために正常とは思われず、偏見の目に晒され、不当な差別を受けることがあります。

世界保健機関（WHO）は、平成4（1992）年、「同性愛はいかなる意味においても治療の対象とはならない」という見解を公表し、決して異常なことではないことをアピールしています。また、性同一性障害については、平成16（2004）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たすものについては、性別の取扱いの変更の道が開けました。

### (2) ホームレス

自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、路上生活を続けている方に対する嫌がらせや暴行などの事案が発生しています。そこで、平成14（2002）年8月に、ホームレスの自立支援等にかかる国と地方公共団体の責務を定めた「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行されました。

### (3) 北朝鮮当局による拉致問題

北朝鮮当局による「拉致」は重大な犯罪（人権侵害）です。今なお所在の分からない拉致被害者と思われる方々がおられ、その帰りを待ちわびる家族の方々がいらっしゃいます。

平成18（2006）年には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められ、平成23（2011）年4月の閣議決定では、「人権教育・啓発に関する基本計画」の各人権課題に対する取組の一つとして「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されました。

### (4) 災害時における人権への配慮

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災では、大規模な災害がもたらす、「人権侵害」について検証するきっかけとなりました。

被災者自身が災害により人権を侵害されている状態にある中で、高齢者や障がい者、子どもやことばの壁のある外国人など、いわゆる「災害弱者」と呼ば

れる人たちはさらに困難な状況に身を置かざるを得なかったことが推測できます。

さらには、福島原発事故に起因した放射能汚染による風評被害や被災者への差別的言動なども、重大な「人権侵害」として注目されました。

### 【今後の取り組み】

人間はだれもが健康で幸せに暮らしたいと願っています。すべての人が個人としての尊厳が守られ、基本的人権が尊重されるよう、すべての人たちがあらゆる場での出来事や行動を通して、人権問題をみずからの問題として考え行動することが必要です。

人権に関するこれらの課題についても、偏見・差別を除去し、人権尊重意識高揚のための施策を推進します。

- ①プライバシー保護の重要性についての啓発に努めます。
- ②地域の慣行や因習の中にある科学的・合理的でない考え方を払拭し、差別や偏見をなくすための啓発に努めます。
- ③国民的課題であることを認識し、これらの人権問題に対する関心と認識を深めるための啓発を、国や関係団体等と連携を図りながら推進します。
- ④法的措置等の必要なものについては、国に要望していきます。

## IV 人権教育の基本視点

### 1 生涯学習としての人権教育の推進

近年の余暇時間の増大や高齢社会の到来に対して、人々はより充実した人生を送りたいと願っています。そのために、生涯にわたってさまざまな知識を身につける生涯学習が必要となってきました。

そこで、国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において楽習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会（生涯学習社会）の実現を図ることが求められています。

こうした生涯学習社会を考えると、お互いの人権を尊重し合うことが必要不可欠であり、市民一人ひとりが日常生活の中で、人権に関わるいろいろな問題に気づき、あらゆる場を学習機会ととらえ、自発的に参加し、常に考える習慣を身につけることが大切です。

- ・人権侵害は当事者にとって深刻な問題だという意識を育みます

日常生活の中で知らず知らずのうちに誰かの人権を侵害していることがあります。人権を侵害している側は、相手の人権を侵害していることにまったく気づいていなかったり、もしくはそのことが深刻な問題であるという認識に欠けていたりします。人権は、侵害される側にとっては、重大で深刻な問題であるという認識が必要です。

- ・偏見や間違った知識を払拭し、人権尊重の意識を育みます

人権侵害の背景には、偏見や間違った知識、迷信などに基いたものが多く見受けられます。人権教育を通じて、人権問題に対する正しい知識と認識を深めることにより、私たちの心の中に潜む偏見や誤った考え方を排除し、人権尊重の意識を育むことが必要です。

- ・お互いに「違い」を認め合い、尊重し合う意識を育みます

普段の生活の中で、自分たちと同じ考え方をしない人、同じ行動をとらない人を、つい、特別な目でみてしまうことがあります。自分と同質でない人を排除してしまうことは、その人の人権を軽視することになります。お互いに「違い」を認め合い、尊重し合うことが必要です。

- ・人の痛みを自分の痛みとして感じる意識を育みます

私たちは誰でも、自分の経験するつらさや痛みを通して、差別を受けている人の痛みを共感することができます。私たちの回りにあるさまざまな差別の痛みを共感し、差別を一つ一つなくしていく努力を続けることが必要です。

- ・人と自己的人権は相互に関連しているという意識を育みます

人は一人だけで生きていくことはできません。お互いに支え合って生きています。私たちは、自分以外の人の努力によって自己的人権が守られているということを、忘れがちになってしまいます。自己的人権を守るということは、あらゆる人のあらゆる人権を守っていくことでもあるのです。自己的人権と他人の人権は相互に関連しているものであることを認識する必要があります。

## 2 一人ひとりが輝くための人権教育

一人ひとりが社会にとってかけがえのない存在であるということを基本にすえ、すべての人が自分らしさを表現して社会参画していくことは、人権教育がめざす目標の一つです。

しかし私たちの社会には、人種、民族、出身地、性別、障がいの有無、国籍、言語、価値観等、属性や文化の違いを理由に、不当な差別や制約、抑圧を加えるような状況がまだまだ多くあります。「同和地区の出身だから…」「女性だから…」「障がい者だから…」と、否定的なレッテルをはり、社会的に制約を加え、排除する差別が存在しています。

差別は、差別される側の人々から自信を奪い、自らを無力な存在と思い込ませる働きをします。差別をなくしていくためには、差別される側の人々のエンパワーメントが必要だといわれています。

現在、エンパワーメントは人権教育において重要な位置を占め、人権教育全般を考えると、なくてはならないキーワードとなっています。直訳すれば「力をつけること」「力にすること」といった意味で、差別され抑圧されて、ときには沈黙を余儀なくされている人々が、自らの社会的立場と権利を自覚して自己主張し、社会を変革するために立ち上がる力をつけていく過程とその働きかけを意味しています。すべての人がエンパワーメントするためには、差別の土台となっている偏見や誤った考え方を変革していかなければなりません。

こうした取り組みを通して、自己を信頼する力、自己を主張する力、自分のことを自分の意志で決定し、自分で責任を持つという自己決定権や、他人とのコミュニケーション能力等を育成し、一人ひとりが輝く社会にしていくことが大切です。

## V 人権教育・啓発の推進

### 1 あらゆる場での人権教育の推進

人権を尊重し合う社会の実現のために、あらゆる人々が、家庭、地域、学校、職場、余暇活動等の、あらゆる場や機会において、人権教育を受けられるように、取り組みを進めていかなければなりません。また、人権にかかわりの深い特定の職業に従事するものに対して、あらためて人権という原点に立ち返った教育・啓発を進めていきます。

幸手市は、

あらゆる場を通じて人権教育・啓発を実施します。

あらゆる場を通じた人権教育・啓発を支援します。

あらゆる場を通じて人権教育・啓発活動が行われるよう働きかけます。

#### (1) 学校教育における人権教育

人権教育とは、ただ単に人権についての知識を教え学ぶことではありません。学校教育において人権教育を推進するためには、自分の可能性を追求し、自分らしく生きるために自己を確立し、自分と異なる個性を尊重し、自分と違う環境の中で育ってきた人々との豊かな相互理解を深めることのできる子どもを育成する必要があります。

幼稚園・保育所の中でのさまざまな体験を通じて、一人ひとりの違いを認め合い、自分を大切にできる心や友だちを思いやる心、豊かな感性を育み、主体的に生きる人間形成の基礎を培うことは、人格形成の上でとても重要です。

- ・友だちと一緒に活動する楽しさを知ることにより、人と支え合って生きる力を育てます。
- ・友だちとのつきあいの中で、言ってはいけないこと、してはいけないことがあることに気づくようにします。

小中学校における人権教育カリキュラムについては、授業研究、実践交流を充実し、人権問題を正しく理解し、人権の尊重が日常生活において実践できるよう、発達段階に応じた体系的な人権教育カリキュラムを整備しなければなりません。子どもたちが自ら考え、学びの主体者として育ち、学校生活や日常生活での仲間づくりを通して、豊かな感性と生命・人権を尊重する心を育むとともに、互いに「違い」を認め合い、他者を大切にする態度を育成することに努めます。

- 差別をすることがいかに人権を踏みにじったものであるかを理解させ、公正で合理的なものの見方ができるように指導します。
- 教育活動全体を通して、人権尊重にかかわる指導を進め、同和問題をはじめ、さまざまな人権問題について正しく理解、認識するための基礎が身につくように指導します。
- 友だちの喜びや悲しみに共感し、お互いの「違い」を認め合い、尊重する中で、学校や学級のさまざまな問題に対して、全員で考え、解決していこうとする態度を育てます。
- いじめ等、弱い立場の人に対する人権侵害を見逃さず、断じて許さない態度を育てます。
- また、学校の中に人権文化を創造するために、人権尊重の精神にあふれる学校づくりをめざします。

## （２）行政における人権教育

市職員の人権意識の高揚を図るため、今まで以上に研修機会の充実に努めます。特に、市職員は、人権問題を正しく理解し、それぞれの職務において人権の視点に立った適切な対応を行うことが重要であり、研修には積極的に取り組んでいきます。

また、教職員の人権意識の高揚を図るため、初任者研修から管理職研修まで、幅広い研修を一層充実させていきます。

さらに、社会教育施設職員等の生涯学習関係職員の人権意識の高揚に努めるとともに、人権教育・啓発に必要な知識、技能を習得するための各種研修会への参加を進めます。

## （３）福祉・医療関係者を対象とした人権教育

市社会福祉協議会職員をはじめ、福祉業務従事者の人権意識の高揚を図るため、各種研修会を充実させていきます。

また、医療現場における主権者は患者であるという原則を踏まえ、医師、看護師、理学療養士、作業療法士等への人権教育・啓発の充実を図っていきます。その際、医師会等の関係機関との連携を十分に図ります。

## （４）企業その他民間における人権教育・啓発の推進

企業等に対して、人権意識の高揚を図るための人権教育・啓発の推進を働き

かけます。また、就職の機会均等を確保するための公正な採用システムが確立されるよう、指導・啓発を行ないます。

#### (5) 市民を対象にした人権教育

人権感覚を高め、人権尊重の精神を社会全般に広く浸透させるためには、市民一人ひとりが自らの日常の中に人権にかかわるたくさんの問題があることに気づくことが大切です。そして、市民一人ひとりが生涯を通じてあらゆる生活の場を学習の機会ととらえ、自発的に参加していくことが人権問題の解決につながります。

社会教育の分野では、これまでの事業内容を人権の視点でとらえ直すとともに、人権にかかわるさまざまな学習機会の創出、生涯学習関係機関の連携・協力の強化、講座の充実、情報の提供、相談体制の整備・充実を図るように努めます。

人権にかかわるさまざまな学習機会の創出については、市民ニーズを的確に把握した内容のものとなるように、また、市民にとって人権にかかわる必要不可欠な内容の学習機会を企画・実施するとともに、市民が身近な課題として受けとめることができるように内容の充実を図ります。

地域の中で大きな影響力を持つ社会教育関係団体が主体的に人権学習や事業を積極的に展開していくための支援に努めます。

公民館、図書館等の社会教育施設では、地域住民の人権意識の高揚を図るために、人権にかかわる学習機会の充実とともに、学習情報の提供や学習相談を実施します。

#### (6) 家庭における人権教育の支援

家庭は、社会の最小構成単位であり、人間の営みの基本的な場です。人権を文化として私たちの生活に根づかせるためには、家庭の果たす役割は極めて重要です。特に、幼児期から少年期における人権意識の形成には、家庭が大きなウエイトを占めています。学校、地域、職場等における人権教育・啓発の効果が正しく家庭に反映し、家庭の中での人権尊重意識の高まりを育むための支援をしていきます。

また、保育所では、子どもたちがまわりとのかかわりの中で、愛情や信頼感、そして人権を大切に作る心を育てるとともに、社会性の芽生えを培います。

保育所の保護者会、幼稚園、小中学校のPTA等において、人権に関する研修会を充実させ、それぞれの家庭に浸透するよう支援します。

## 2 効果的な啓発活動の実施

この指針がめざすものは、人権を文化としてとらえ、すべての人がごく自然に人権尊重の意識をもって行動できる社会の実現であり、人権という文化を世界のいたるところに築き上げていくための活動の推進です。

人権教育を通じて「人権感覚あふれる社会をつくっていくのは自分自身である」という意識を育み、人権尊重の輪を社会全般に広げていかなければなりません。

本市においては、「人権教育のための国連10年幸手市行動計画」をもとに同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等、それぞれの分野で啓発活動を展開してきました。さらに総合的な教育・啓発を推進するために、人権という視点から各種の重要課題に取り組み、教育・啓発を充実させ、人権意識を育むための総合的な教育・啓発活動システムを構築することが大切です。人権という文化を築き上げていくためには、あらゆる場で、あらゆる人に、あらゆる手法による人権教育を進める必要があります。そのために、次のような条件整備に取り組んでいきます。

### (1) 人権意識の普及高揚

○あらゆる場を通じて市民全体の人権意識の高揚に努めます。

○あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進していくため、リーフレットや人権作文集等、また、啓発映画（ビデオ）等の人権啓発教材の充実に努めます。

○人権意識の普及高揚を図るため、街頭啓発、研修会、講演会、フェスティバル等の教育・啓発事業の充実に努めます。

○市民全体の人権意識の普及高揚を図るため、「広報さって」等を活用した教育・啓発のより一層の充実に努めます。

### (2) 人材の育成と活用

○人権教育指導者養成講座の修了者に講師、あるいは地域、職場のリーダーとして活躍していただけるよう、講座の内容の充実に努めます。

### （３）推進体制の整備

○幸手市人権教育推進協議会では、人権を軸として、国、県、埼玉市町及び近隣市町と連携し、人権教育・啓発を推進します。

### （４）調査・研究の実施

○すべての市民に人権教育・啓発が浸透するように、教育・啓発に関する効果的な手法についての調査・研究等に努めます。

○情報の流出に伴うプライバシーの侵害やインターネットを通じた人権侵害等の新たな人権問題に関する調査・研究、情報収集に努めます。

### （５）人権行政の推進

○本市行政の推進に当たっては、常に人権尊重という視点に立った取り組みを進めます。

○人権問題に関する各種相談をさらに充実させ、相談体制の充実強化に努めます。

### 3 連携・協力体制

#### (1) 国・県との連携

人権教育の推進が広域的な取り組みとして展開されるよう国、県の人権に係るあらゆる部局と連携し、より効果的な人権教育を推進します。

#### (2) 近隣市町との連携

人権教育を広域的かつ有効に推進していくために、本市を含む埼玉市町は「埼玉郡市人権施策推進協議会」を組織し、これまで一般市民を対象とした講演会や、各年齢階層あるいは職階別の職員を対象とした研修会、教職員を対象とした現地研修会、担当者の現地研修や研修会等を連携・協力して実施してきました。

今後は、より効果的な啓発方法の研究等を含め、埼玉市町はもとより、近隣市町とも連携・協力を図りながら人権教育を推進します。

#### (3) 民間団体との連携

人権を日常生活のすみずみまで浸透させ、人権文化を確立するためには、行政や学校といった公的な部門の取り組みだけでは不十分です。民間のあらゆる部門で人権教育の取り組みが積極的に図られる必要があります。

今後、各種団体に人権教育の取り組みの充実を促すとともに、人権問題に取り組む各種の民間団体との連携・協力を図りながら、共に人権教育を推進します。

## VI 計画の推進【実現のために】

### 1 目標の達成

この指針の推進にあたっては、「人権教育及び啓発に関する法律」の趣旨を各方面すみずみまで浸透させ、この指針の趣旨である『人権』という普遍的文化が確立されることを目標とします。

### 2 推進体制の整備

人権教育・啓発の積極的な展開を図るため、「幸手市人権施策推進本部」を核として、全庁体制で総合的に取り組んでいきますが、特に教育委員会においては、学校教育、社会教育等の人権教育に係る施策を積極的に推進します。

また、「幸手市人権教育推進協議会」及び各部局が所管する民間団体や各種市民団体とも連携を深め、人権教育の推進を図るよう働きかけるとともに、積極的な支援に努めます。

さらに人権に関する啓発・学習のための資料、学習機会、教材等の情報を体系化し、総合的な提供に努めます。

人権施策の推進にあたり、幅広く市民に意見を求め、施策に反映します。

### 3 見直し

この指針は、社会情勢の変化に応じて必要な見直しを実施するほか、当市の総合振興計画の見直しあるいは新たな総合振興計画の策定をする場合についても、当該計画との整合性を図るための見直しを行うものとしします。

## 幸手市人権施策推進本部設置規程

### (設置)

第1条 「幸手市の人権行政・教育」に係る施策について、関係部局相互の緊密な連携及び協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、幸手市人権施策推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は次に掲げるとおりとする。

- (1)人権行政・教育のための幸手市人権施策推進指針策定に関すること。
- (2)人権行政・教育のための幸手市人権施策推進指針に基づく事業の実施に関すること。
- (3)その他「幸手市人権施策推進指針」について必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部及び本部員で構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (職務)

第4条 本部長は、本部の事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、本部長の指名する副本部長がその職務を代理する。

### (本部会議)

第5条 本部の会議は、本部長が随時関係本部員を招集して、所掌事務に関する総合的な基本方針及び推進方策を協議する。

- 2 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者に会議への出席を求めることができる。

### (幹事会議)

第6条 本部のもとに幹事会を置く。

- 2 幹事会議は、基本方針及び推進方策に基づき、諸施策についての検討及び調整を行なう。
- 3 幹事会議は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織し、事務局長が招集し、その議長となる。

### (部会)

第7条 幹事会が、必要と認めるときは、第2条に規程する所掌事務に関する調査研究をさせるため、部会を置くことができる。

### (事務局)

第8条 事務局は、市民生活部人権推進課に置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長及び書記を置く。

3 事務局長は、市民生活部長の職にある者を、事務局次長は、人権推進課長の職にある者をもって充てる。

4 書記は、人権推進課及び関係主務課の職員のうちから事務局長が指名した者をもって充てる。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

2 この訓令は、平成27年7月27日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

総務部長 健康福祉部長 建設経済部長 教育次長 水道部長 議会事務局長
-------------------------------------

別表第2 (第6条関係)

部所属以外	秘書室長 会計課長
総務部	庶務課長 政策調整課長 財政課長 税務課長 納税課長
市民生活部	市民協働課長 防災安全課長 人権推進課長 市民課長 保険年金課長 環境課長
健康福祉部	社会福祉課長 介護福祉課長 子育て支援課長 健康増進課長
建設経済部	都市計画課長 まちづくり事業課長 建築指導課長 農業振興課長 商工観光課長 道路河川課長 産業団地整備推進室長
水道部	水道管理課長 下水道課長
監査委員事務局	事務局長
教育委員会	総務課長 学校教育課長 社会教育課長

# 世界人権宣言(全文)

## 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心をふみにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭におきながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

## 第 1 条(自由平等)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神を持って行動しなければならない。

## 第 2 条(権利と自由の享有に関する無差別待遇)

1. すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
2. さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

### 第 3 条(生存、自由、身体の安全)

すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

### 第 4 条(奴隷の禁止)

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

### 第 5 条(非人道的な待遇又は刑罰の禁止)

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

### 第 6 条(法の下に人としての承認)

すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

### 第 7 条(法の下における平等)

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

### 第 8 条(基本的権利の侵害に対する救済)

すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

### 第 9 条(逮捕、拘禁又は追放の制限)

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

### 第 10 条(裁判所の公正な審理)

すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審判を受けることについて完全に平等の権利を有する。

### 第 11 条(無罪の推定、罪刑法定主義)

1. 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保護を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
2. 何人も、実行の時に国内法律又は国際法により犯罪を構成しなかった行為又は

不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より思い刑罰を課せられない。

## 第 12 条(私生活、名誉、信用の保護)

何人も、自己の私事、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対し攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

## 第 13 条(移転と居住)

1. すべて的人是、各国の境界内において自由に移転及び移住する権利を有する。
2. すべて的人是、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

## 第 14 条(迫害)

1. すべて的人是、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
2. この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に対する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

## 第 15 条(国籍)

1. すべて的人是、国籍をもつ権利を有する。
2. 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

## 第 16 条(婚姻と家庭)

1. 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ生活をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
2. 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
3. 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

## 第 17 条(財産)

1. すべて的人是、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
2. 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

## 第 18 条(思想、良心、宗教)

すべて的人是、思想、良心及び宗教の自由を享有する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的

に、布教、行事、礼拝及び儀式によって、宗教又は信念を表明する自由を含む。

### 第 19 条(意見、発表)

すべての人は、意見及び表現の自由を享有する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を超えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

### 第 20 条(集会、結社)

1. すべての人は、平和的に集会及び結社の自由を享有する権利を有する。
2. 何人も、結者に属することを強制されない。

### 第 21 条(参政権)

1. すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
2. すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
3. 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保護される投票手続きによって行われなければならない。

### 第 22 条(社会保障)

すべての人は、社会の一員として、社会保護を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利の実現に対する権利を有する。

### 第 23 条(労働の権利)

1. すべての人は、労働し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な労働条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
2. すべての人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の労働に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
3. 労働する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保護する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
4. すべての人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに加入する権利を有する。

### 第 24 条(休憩、余暇)

すべての人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余

暇をもつ権利を有する。

## 第 25 条(生活の保障)

1. すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保護を受ける権利を有する。
2. 母と子は、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的な保護を受ける。

## 第 26 条(教育)

1. すべての人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
2. 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
3. 親は、子に与えられる教育の種類を選択する優先的権利を有する。

## 第 27 条(文化)

1. すべての人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
2. すべての人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

## 第 28 条(社会的国際的秩序)

すべての人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

## 第 29 条(社会に対する義務)

1. すべての人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
2. すべての人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保護すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3. これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

### **第 30 条(権利と自由に対する破壊的行動)**

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に徒事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

## 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日公布・施行

(法律第147号)

### (目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）をいう。

### (基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

### (国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

### (基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ啓発的な推進を図るため、

人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。但し、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。